

7 川人委調第 2 8 7 号

令和 7 年 6 月 4 日

川崎市議会

議長 原 典 之 様

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく人事委員会の意見について

令和 7 年 6 月 2 日付け 7 川議議第 2 0 9 号により依頼のありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

議案第 9 5 号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

この条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、1 年につき定める時間を超えない範囲内で取得できることとされた部分休業に関し、当該時間その他必要な事項を定めること等をするものであり、異議はありません。